議案第４８号

損害賠償の額を定めることについて

本市は、救急搬送中の事故について、次のとおり損害を賠償する。

１　賠償金額

３，６３１，０８７円

２　賠償の相手方

[redacted]

令和６年９月２７日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

事故の概要

(1)　発生日時

令和５年７月４日午後７時３８分

(2)　発生場所

秦野市本町一丁目３番１号（医療法人杏林会　八木病院敷地内）

(3)　事故の状況

救急搬送のため、[redacted]さんを乗せたストレッチャーを上記場所において救急車後部から引き出したところ、脚部フレームの固定確認が不十分であったことにより、ストレッチャーを転倒させ、負傷させた。

(4)　本市の責任原因

安全確認不履行

(5)　本市の責任割合

１００パーセント

提案理由

救急搬送中の事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求めるものであります。